

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新 D	旧 C	旧 B	旧 A	旧 新 別
日高市大字上鹿山字数久保八〇七番一地从り同市大字山根字後山一三三二番三地从り先まで	日高市大字南平沢字和田前四九〇番地先から同市大字山根字後山一三三二番三地从り先まで	日高市大字上鹿山字前真土二〇四番八地从り同市大字南平沢字和田前四九〇番地先まで	日高市大字上鹿山字尾崎山六五八番一地从り同市大字上鹿山字前真土二〇四番八地从り先まで	区 間
一五・〇〇 七一・〇〇	八・二五〇 二〇・〇〇	七・四五〇 一五・〇〇	一一・六〇〇 二六・五七〇	敷地の幅員 (メートル)
四五三六・三八	一六七六・九〇	二五〇〇・〇〇	六三一・六二	延 長 (メートル)
	県道日高川島線とする。	日高市に引き継ぐ。	県道日高狭山線とする。	備 考